

7月号
2026
July
Vol.36

島原地域広域市町村圏組合

ささえ愛かいご

知ってほしい
介護保険の仕事

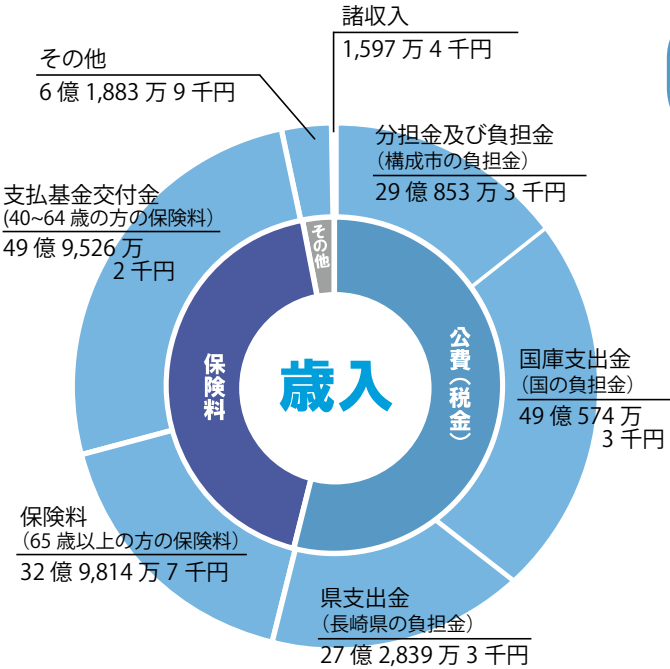
令和8年度予算

令和8年度介護保険事業特別会計当初予算が、島原地域広域市町村圏組合3月議会定例会で可決されました。島原半島の皆様が、介護が必要になっても、いつまでも安心して暮らせる地域づくりのために、大切に活用させていただきます。

担 総務企画係
☎ 0957-61-9101

194億7,089万1千円

(前年度比 5億1,817万6千円(2.7%)増)



歳入

194億7,089万1千円

- 保険料・・・32億9,814万7千円
- 分担金及び負担金・・・29億853万3千円
- 使用料及び手数料・・・38万3千円
- 国庫支出金・・・49億574万3千円
- 支払基金交付金・・・49億9,526万2千円
- 県支出金・・・27億2,839万3千円
- 財産収入・・・907万2千円
- 寄付金・・・1千円
- 繰入金・・・6億938万2千円
- 繰越金・・・1千円
- 諸収入・・・1,597万4千円



01

被保険者一人あたりの保険料・保険給付費

	被保険者数 ※1	予算額	1人あたり ※2
保険料	47,747人	32億9,814万7千円	6万9,075円
保険給付費		180億8,388万円	37万8,744円

※1 令和8年3月31日現在の本組合被保険者数で算出。
※2 令和8年度予算額を、被保険者数で除して算出。

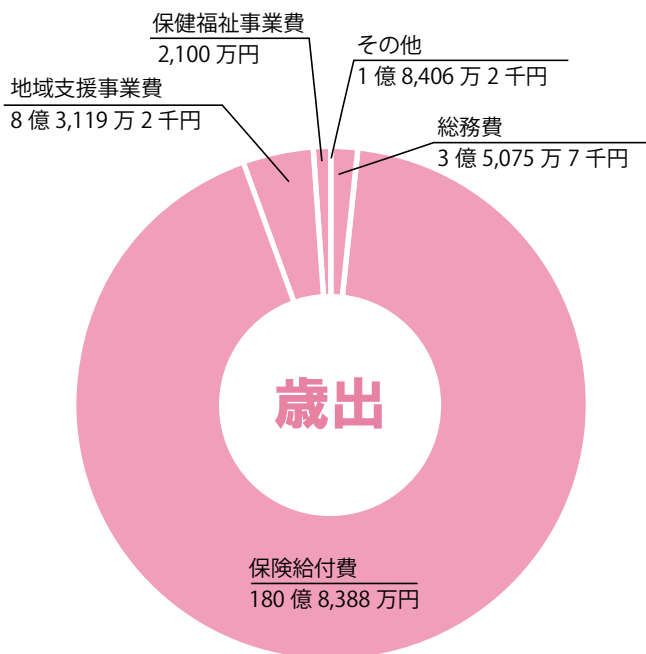
保険給付費・・・要支援・要介護の方が、介護サービスを利用すると、かかった費用の原則1～3割は自己負担となりますが、残りの7～9割は介護保険制度により事業所へ支払われます。これが「保険給付費」となります。

保険料・・・財源の約半分が、皆さまに納めていただく介護保険料となっており、介護が必要な方を支えるために使われています。

サービスの利用量が増えたことで、被保険者1人あたりの保険料・保険給付費は、どちらも前年度より増額となりました。

意外と知らない
予算のあれこれ

介護保険事業特別会計 予算総額



歳出
194億 7,089万 1千円

総務費	3億 5,075万 7千円
保険給付費	180億 8,388万円
地域支援事業費	8億 3,119万 2千円
保健福祉事業費	2,100万円
基金積立金	907万 2千円
公債費	40万 2千円
諸支出金	1億 7,158万 8千円
予備費	300万円

令和7年度から、介護人材確保対策事業として、下記の助成事業を実施しています。

●介護支援専門員研修費助成事業

構成3市内の居宅介護支援事業所に就労し、介護支援専門員の研修を修了した方に、研修費として、助成金を交付します。

●介護職インターンシップ交通費助成事業

構成3市内の介護サービス事業者が実施するインターンシップに参加する方（※ただし、令和8年度中に16歳以上となる方に限ります。）に、1日一律3,000円（最大5日間15,000円）を交付します。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

島原地域広域市町村圏組合

Q 検索

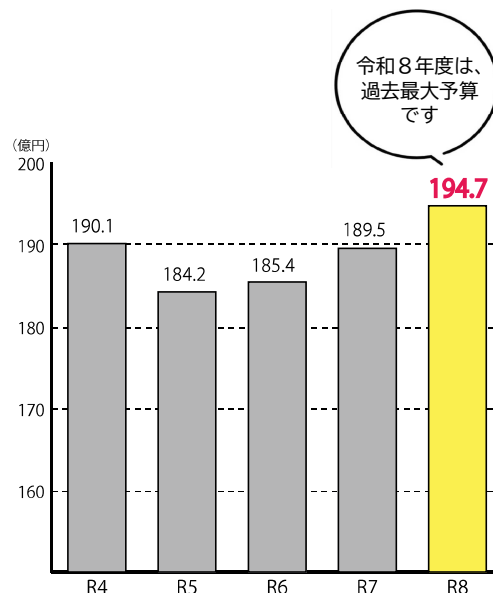


03

予算の活用（新規事業紹介）

令和8年度予算は、過去5年間で最大の予算となり、前年度と比べ、5億1,817万6千円（2.7%）増となりました。

歳出の約9割を占める保険給付費の伸びが、増額の主な要因となっています。



令和8年度は、過去最大予算です

02

過去5年間の予算額の推移

令和8年度の介護保険料が7月に決定します


令和8年度の介護保険料は、令和8年7月に決定します。本組合から送付する「介護保険料納入通知書」で御確認ください。

① 介護保険料はどのように決まるの？

【重要なお知らせ】
令和8年度の変更点
第1、2、4、5段階の方の基準が変わりました。

「本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額」の基準が
80万9,000円
から
82万6,500円へ
変更になりました。


対象
65歳以上の方
(第1号被保険者)


算出方法
前年の所得に応じて、
13段階で算出します。

※所得段階別介護保険料については、
ホームページをご覧ください。



② あなたの「納め方」はどちら？

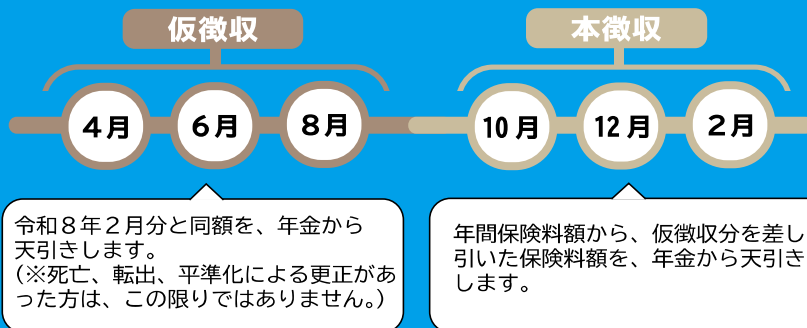
年金を年額18万円以上
受け取っている方

年金を年額18万円以上
受け取っていない方

※「年金」は、老齢（退職）・遺族・障害を指します。

特別徴収（年金から天引き）

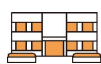
年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となり、年6回（偶数月）、年金から自動的に天引きされます。



普通徴収（納付書払いまたは口座振替）

年金が年額18万円未満の方のほか、65歳になったばかりの方、転入された方は、普通徴収となり、年6回（7、8、9、11、1、3月）、ご自身で納付、または口座振替となります。

同封の納付書で払う



金融機関、
各市役所・支所の会計窓口

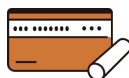


コンビニエンスストア



PayPay、auPay、d払い、
FamiPay、AEON Pay※、
楽天Pay※

口座振替で払う



通知書に記載している口座から、
各納期の納期限日に自動で振替
となります。

(※納付書は同封されません。)

※令和8年8月対応予定です。

ささえ愛かいご ③

☎ 業務係
☎ 0957-61-1105

③ 65歳になったばかりの方、 他の市区町村から転入された方へ

65歳になったばかりの方や、他の市区町村から転入された方、最終的に年金天引きの対象となる方も、はじめは普通徴収からスタートします。

最初の6か月程度は、「普通徴収」となります。



一定期間経過すると、「特別徴収」へ自動的に切り替わります。年間保険料から普通徴収で支払った分を差し引いた残額を天引きします。

④ 普通徴収の方へ

【便利な「口座振替」のご案内】

納期ごとに自動的に振替のため、払い忘れがなく、今後、特別徴収に変更になっても、自動的に切り替わる「口座振替」が大変便利です。

方法1：紙で申し込む

被保険者証送付時に同封した「口座振替納付依頼書」に記入・押印（通帳に使用しているもの）し、金融機関で手続きをしてください。

方法2：スマホで申し込む

WEB口座振替受付サービス「こうふりネット」で簡単手続き！



お申込みはこちらから

※口座振替は、原則、申込みをした月の翌月以降の納期から開始します。
※「こうふりネット」取扱い金融機関は、十八親和銀行、島原雲仙農業協同組合、ゆうちょ銀行のみとなります。

⑤ もしも状況が変わったら？

◎ 所得段階が前年度より下がった場合

すでに特別徴収（仮徴収）により、年金天引きで納めている方で、所得段階が前年度より下がった方

↓
納めすぎた保険料がある場合は、後日、「介護保険料還付通知書」を送付します。

◎ 資格を喪失された場合

死亡・転出された方

↓
資格喪失日の該当月の前月までの保険料を納めていただきます。納付書が同封されている方は、裏面記載の納付場所へ納付してください。
すでに特別徴収（年金からの天引き）されている方で、保険料の納めすぎがある場合は後日「介護保険料還付通知書」を送付します。

保険料を滞納すると？

特別な事情（災害による著しい損害、生計維持者の死亡など）無く、保険料を滞納すると・・・

負担割合の引き上げ

通常1～2割のサービス利用負担額が、3割（または4割）に引き上げられる場合があります。

償還払い

介護サービスを利用する際に、利用料を一旦全額（10割）自己負担していただくことになります。

など、実際にサービスを利用した際に、自己負担額に影響を及ぼします。



お困りの際は
お早めにご相談を

分割納付や減免制度がありますので、納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

業務係 ☎0957-61-1105

施設サービス等利用時の 食費・居住費（滞在費）が軽減されます

担 給付係 ☎ 0957-61-1104

介護保険施設サービス等を利用した際の食費・居住費（滞在費）は、原則、全額自己負担になりますが、住民税非課税世帯等の所得の低い方は、自己負担額が軽減される場合があります。

対象となるサービスは、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）のみとなります。

申請方法

「介護保険負担限度額認定申請書」に記入し、介護保険課または各市役所担当窓口へ提出してください。

（家族や施設職員は、申請を代行できます。）



申請後

- 随時の申請は、受付後1週間～10日ほど、更新の申請は、7月下旬から順次、結果通知を発送します。
- 認定された場合 → 結果通知と「介護保険負担限度額認定証」が届きます。利用する施設へ提示してください。
- 認定されなかった場合 → 結果通知のみが届きます。

必要な書類

預金通帳の写し

- ※複数お持ちの場合は、対象者名義の全ての写しが必要です。
- ※配偶者がいる場合は、配偶者名義の全ての通帳の写しも必要です。
- ※銀行名・支店・口座番号・名義がわかる部分と、申請日の2か月前の取引～最終残高までの部分が必要です。

各種資産等を証明する書類の写し

- ※有価証券、投資信託、タンス預金等が対象です。

軽減の対象となる方

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	●生活保護受給者	要件なし
	●老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	●課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が82万6,500円※以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	●課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が82万6,500円※超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	●課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※令和8年7月までは、80万9,000円です。

利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	1日あたりの居住費（滞在費）				1日あたりの食費	
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	300円
第2段階	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円	600円
第3段階①	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	680円	1,030円
第3段階②	1,370円 (880円)	①430円 ②430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円
	1,470円 (980円)	①530円 ②530円※4	1,470円	1,470円	1,420円	1,360円

※1 青は令和8年7月まで、赤は令和8年8月からの金額です。

※2 ()は、介護老人福祉施設・短期入所生活介護の利用時の金額です。

※3 ①は、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護の場合、

②は、介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護の場合の金額です。

※4 室料を徴収しない場合は、430円です。

貯筋教室でレッツ貯筋！

担 地域支援係 ☎ 0957-61-9102

○対象者・・・構成3市（島原市・雲仙市・南島原市）に在住の65歳以上の方
 ※要介護1～5の認定をお持ちの方や、医師から運動することを止められている方は、参加できません。

○参加費・・・**無料**

○内 容・・・運動、認知症予防、レクリエーション等を1時間程度行います。
 ※初めて参加される方、雲仙市の各町の開催会場などは、お電話でお問合せください。



島原市		月	火	水	木	金
	午前	—	安中公民館 9:45	三会公民館 9:45	有明公民館 9:45	森岳公民館 9:45
午後	—	—	霊丘公民館 ① 13:30 ② 14:45	白山公民館 ① 13:30 ② 14:45	杉谷公民館 13:45	

南島原市		月	火	水	木	金
	午前	加津佐 青年・婦人会館 10:15	原城オアシス センター 10:15	—	深江公民館 10:15	西有家カムス 10:15
午後	—	口之津公民館 13:15	布津公民館 13:15	北有馬ピロティ 文化センター 13:15	有家コレジ ョホール 13:15	

雲仙市		月	火	水	木	金
	午前	—	国見町 満席	小浜町 10:00	愛野町 満席	千々石町 10:00
午後	瑞穂町 満席	吾妻町 14:00	小浜町 13:30	南串山町 満席	千々石町 14:00	

☎0957-60-4771

(株)アグリ・フィットネス
 (南島原市西有家町里坊 50-1)

☎0957-47-7784

雲仙市福祉支援課介護支援班
 (千々石庁舎)

※満席となっている町は、現在、新規受入を停止しています。

介護予防ファンクラブ会員募集！

担 地域支援係 ☎ 0957-61-9102

ファンクラブ会員の方には、身体機能や生活機能低下のリスク予防のため、介護に役立つ情報を会報で定期的にお知らせします。

○対象者・・・構成3市（島原市・雲仙市・南島原市）に在住の65歳以上の方
 ※要支援・要介護・事業対象者の認定をお持ちの方は、会員になれません。

○料 金・・・**会員登録無料**

○内 容・・・◎介護予防に関する情報や、脳トレなどを掲載した会報を、郵送で定期的にお届けします。

◎年1回（各市1回ずつ）、会員の集いを実施します。

令和8年度は、理学療法士等による運動指導等を予定しています。



介護保険課 地域支援係

☎0957-61-9102

- ・氏名
 - ・生年月日
 - ・住所
- をお伝えください

未来を担う若手職員へインタビュー！

知ってほしい 介護保険の仕事！



島原地域広域市町村圏組合 は、島原市・雲仙市・南島原市を構成市とする一部事務組合で、消防救急や介護保険などの行政事務を広域で実施しています。

今回は、介護保険課で働く若手職員4名へのインタビューをもとに、介護保険課の仕事について、ご紹介します。

認定係

☎ 0957-61-9103

要介護・要支援認定の申請受付、認定調査など、介護認定に関する業務を行っています。

サービスを利用するための入口になる係であるため、申請から結果通知までスムーズに進むよう、迅速かつ丁寧な対応に努めています。住民の方から「丁寧に説明してくれてありがとう」の言葉をいただくこともあり、日々の業務の活力になっています。



業務係

☎ 0957-61-1105

介護保険料額の決定・変更への対応など、介護保険料全般に関する業務を行っています。

市民の方からの問合せが多いため、一人ひとりの状況を見極め、不安や疑問を解消できるよう、丁寧にわかりやすい説明を心掛けています。説明後、「よくわかりました」「安心しました」の言葉をいただけた時は、この仕事のやりがいや嬉しさを感じます。

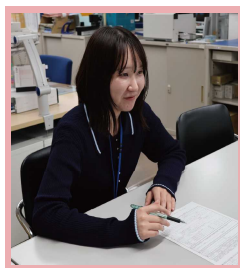


給付係

☎ 0957-61-1104

事業所への運営指導を行い、介護保険サービスが適切に提供されているかなど、特に事業所と多く関わる業務に携わっています。

介護保険制度を十分理解した上での業務となるため、大変なことも多くありますが、自分が得た知識で対応できた時はやりがいを感じます。疑問があった際は相談できる環境が整っており、自分自身の成長にもつながっています。



地域支援係

☎ 0957-61-9102

本人の有する能力の向上や維持を支援するため、理学療法士などの専門職を交えた会議などを主な業務として行っています。

専門職と同じくらいの知識を身につけなければならない責任もありますが、介護予防事業を通して、地域にお住まいの皆さまがより健康で生きがいを持って暮らせるための仕事ができ、やりがいを感じています。

